

契 約 書（お客さま用）

大分おでかけ託児☆にゃ〜ご(以下、当方と称す)は、下記の定めに従って託児サービスを行います。

第1条（目的）

当方は主催者からの委託により予約された一定時間、お子さまの保育・監護等を請負う託児サービスを行ないます。

3. 希望日の朝に**必ず**お子様の検温を行なってください。また、託児室にて受付の際に、お子様の検温を行ないます。なお当日の朝、又は託児室にいらっしゃって37度5分以上の発熱があるお子様の託児はお引き受けできかねます。

第2条（託児）

当方は、育児・教育の経験、又は保育士・幼稚園教諭・看護師の資格を有する託児スタッフによりお子さまの保育・監護を致します。

4. 熱などの症状があり、前日までに病院に行かれていないお子様、又は急変(高熱など)を予想されるお子様の託児はお引き受けできかねます。

第3条（利用手続）

託児サービスを受ける場合は所定の利用申込書に、お子様に関する情報(体調)、緊急連絡先等を記入していただき本契約書に同意の上、印鑑と署名をいただきます。その後、利用申込書と本契約書を事務局までお送りいただき完了となります。

5. 託児のキャンセルは2日前の午後までに当方へご連絡ください。なお、急病の場合は前日の午前中までにご連絡ください。

6. 薬服用の必要がある場合、服用時間・量を細かく用紙に記載願います。座薬の使用や病院へ連れて行くといった代行サービスなどは承っておりません。

第4条（料金）

1. 料金のお支払はございません。

第6条（事故）

1. 万一本件サービス中、託児スタッフの責に起因する事由により、お子様に損害を与えた場合、当方が加入する賠償責任保険より加入限度内にて保険金が支払われます。尚、不可抗力による事故の場合、保険金は支払われません。

第5条（ご利用についての注意事項）

1. サービスご利用前に気づかれているお子様の状態(病気など)や薬の服用をお客様が所定用紙に記載漏れされた場合に関しては緊急連絡させていただきますが、当方は一切の責任を負いかねます。

2. 託児スタッフが業務中に過ごす指定された部屋、場所には貴重品保管は厳禁となっております。

2. 託児スタッフが業務中に過ごす指定された部屋、場所には貴重品保管は厳禁となっております。

利用者 住所
氏名



受託者 住所 大分県大分市東春日町7-13
氏名 NPO法人 アシスト・パル・オオイタ
理事長 松田順子

